

有床診療所施設表記入要領

- | | |
|----------------|--|
| (1) 名 称 | ○医療法に基づいて許可を受けた（届出した）名称を記入すること。 |
| (2) 所 在 地 | ○番地まで正確に記入すること。 |
| (3) 開 設 者 | ○医療法に基づいて許可を受けた（届出した）開設者の名称と所在地又は氏名と住所を記入すること。 |
| (4) 開設許可年月日 | ○医療法に基づいて開設許可を受けた（届出した）年月日を記入すること。 |
| (5) 開 設 年 月 日 | ○医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 2 第 1 項に基づく届出に記載された開設年月日を記入すること。 |
| (6) 管 理 者 | ○医療法施行令第 4 条の 2 第 1 項に基づく届出に記載された管理者氏名と住所を記入すること。 |
| (7) 診 療 科 目 | ○標榜している診療科名を記入すること。 |
| (8) 病床数及び病室数 | ○病床数及び病室数の欄には、医療法第 7 条の規定に基づいて許可を受けた病床数及び病室数を記入すること。 |
| (9) 定 員 | ○担当させている業務内容が 2 以上にわたる場合は、その主なる業務内容によってその該当欄に計上すること。
したがって、取得資格のみによって記入しないよう注意すること。
例えば、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させている場合は「その他」の欄に記入し、「看護師」の欄に計上しないこと。
また、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上すること。
○「医師」、「歯科医師」欄については、医師（歯科医師）の免許を有し、診察に従事する者（研修医も含む。）を、それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し「薬剤師」欄以降の各欄についても同様に常勤、非常勤別に計上すること。
○「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「助産師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「診療エックス線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「義肢装具士」、「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科技工士」については、それぞれの関係法による免許を有する者を記入すること。
○「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者を記入すること。 |
| (10) 維持方法、管理方法 | ○医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託している場合には、業務委託の概要を管理方法の欄に記入すること。
（維持方法の欄は必要に応じて記入すること。） |
| (11) 構造設備の概要 | ○現有建物の構造ごとに建築面積、延床面積、所有面積及び設備概要等を記入すること。 |